



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
7月19日
第22号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨（森林保全課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路課）	2
道路の供用開始（道路課）	3

○ 公 告

令和元年度滋賀県職員（学芸員）採用選考第1次考査実施公告（文化芸術振興課）	3
（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告（環境政策課）	5
自然環境保全協定締結の公告（自然環境保全課）	7
建築士法に基づく監督処分公告（建築課）	7
落札者決定の公告（警察本部会計課）	7

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	8
-----------------------	---

告 示

滋賀県告示第90号

平成30年農林水産省告示第1174号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を栗東市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 栗東市荒張字桂谷113
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第1174号のとおり

滋賀県告示第91号

平成30年農林水産省告示第1310号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を大津市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 大津市大物字松尾789、790-4、790-5、790-7から790-9まで、790-11から790-16まで、字九僧ヶ谷858、859、859-1、字焼荊872、872-2、字寺山879-1、883、字正了897、字大岩谷891、字炭焼892-1、字油山898、900
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第1310号のとおり

滋賀県告示第92号

平成30年農林水産省告示第1741号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を大津市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 大津市葛川町居町字引ノ尻1-1、1-2、3、11、20、葛川梅ノ木町字東山1-1、4、5-3、15、16、字築山114-2、114-4、114-13、114-14、116、117、119から121まで、119-2から119-6まで、124、125-3、125-11、125-16、125-18から125-21まで、125-23、125-25、125-26、125-28、125-31、125-33、125-37、125-38、字奥山381、381-1
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第1741号のとおり

滋賀県告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
調剤薬局マリーン五個荘店	東近江市五個荘石塚町24	薬局	森 辰 実	令和1.6.1
ファーマライズ薬局長浜店	長浜市大戌亥町1212番地	薬局	澤 村 美貴子	令和1.6.1
ファーマライズ薬局長浜七条店	長浜市七条町1026-4	薬局	平 田 貴 士	令和1.6.1
ファーマライズ薬局元浜町店	長浜市元浜町29番地5号	薬局	小 谷 佳 子	令和1.6.1

滋賀県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	調剤薬局マリーン五個荘店	東近江市五個荘石塚町24	薬局	森 辰 実	令和1.6.1
更生医療・育成医療	ファーマライズ薬局長浜店	長浜市大戌亥町1212番地	薬局	澤 村 美貴子	令和1.6.1
更生医療・育成医療	ファーマライズ薬局長浜七条店	長浜市七条町1026-4	薬局	平 田 貴 士	令和1.6.1
更生医療・育成医療	ファーマライズ薬局元浜町店	長浜市元浜町29番地5号	薬局	小 谷 佳 子	令和1.6.1

滋賀県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
 この関係図面は、令和元年7月19日から令和元年8月3日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

道 路	道 路 の 区 域
-----	-----------

の 種類	路線名	区 間	変更の 前後の 別	敷地 の 幅員	延長	備考
県道	宇治田原大石東線	大津市大石龍門六丁目字葉山 234番2地先から	変更後	最小 7.8m く 最大 46.3m	155.0m	う回路の設置 に伴う道路区 域の変更
		大津市大石龍門六丁目字小平 段896番3地先まで	変更前	最小 8.2m く 最大 31.9m	155.0m	

滋賀県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年7月19日から令和元年8月3日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
宇治田原大石東線	大津市大石龍門六丁目字葉山234番2地先から 大津市大石龍門六丁目字小平段896番3地先まで	令和1.7.22 9時	L = 155.0m

公 告

令和元年度滋賀県職員（学芸員）採用選考第1次考査実施公告

令和元年度滋賀県職員（学芸員）採用選考第1次考査を次のとおり行います。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 採用職種および採用予定人員 学芸員（美術工芸品担当） 1人

2 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。

ア 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者

イ 昭和49年4月2日以降に生まれた者

ウ 大学卒業程度の学力を有する者

エ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設における文化財（美術工芸品および関連資料）に関する調査研究、展示等の実務経験を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和元年10月1日

(2) 勤務先 琵琶湖文化館、滋賀県庁等

(3) 給与等

ア 給料は、4年制大学を卒業後2(1)エの実務経験2年を有する者にあつては、月額210,055円（地域手当を含む。）

で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額と異なる場合があります。

なお、この額は、平成31年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験および論文試験

日時 令和元年8月18日(日)10時(受付開始9時30分)から14時30分頃まで

場所 滋賀県庁北新館5階 5-A会議室(大津市京町四丁目1番1号)

※ 試験会場へは公共交通機関を利用してください。

イ 第2日 口述試験および適性検査

日時 令和元年8月25日(日)

場所 大津市内

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日の口述試験および適性検査は、第1日の教養試験および論文試験の成績上位者についてのみ実施します。

(2) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について、筆記試験を行います。

イ 論文試験 専門的な知識、識見、思考力、表現力等について、筆記試験を行います。

ウ 口述試験 学芸員(美術工芸品担当)としての知識および適性ならびに公務員としての素養等について、試験を行います。

エ 適性検査 公務員として必要な適性について、検査を行います(第一次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

(3) 結果発表 令和元年8月下旬に受験者全員に通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続 イ(7)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(1)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁北新館3階 電話 077-528-3340

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和元年度滋賀県職員(学芸員)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として、住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(1) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和元年8月15日(木)までに到着しない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課に連絡してください。

電話 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 077-528-3340

ウ 提出先 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

エ 受付期間 出願票は、令和元年7月19日(金)から令和元年8月8日(木)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、令和元年8月5日(月)までの消印があるものに限り受け付けます（必ず簡易書留により送付してください。）。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和元年7月19日(金)正午から令和元年8月5日(月)17時まで（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

(イ) 履歴書 1人1枚（様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。）

(ウ) 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(エ) 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※ 受験番号を通知するメールは、令和元年8月13日(火)以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。）。

※ 令和元年8月15日(木)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課に連絡してください。

電話 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 077-528-3340

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

(1) 第1次考査合格者については、令和元年9月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和元年9月中旬に採用の通知をします。

（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告

株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木満から送付のあった（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業（以下「本事業」という。）に係る環境影響評価方法書について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対して環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を令和元年6月28日に述べたので、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第38条第5項の規定に基づき公告する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

今後の手続に当たっては、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者への積極的な情報提供や説明会の開催

を実施するなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得よう努めること。

- (2) 本事業における風力発電設備の配置、出力、基数等の事業計画を明らかにした上で調査、予測および評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価手法の選定に影響を与える新たな事象が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目ならびに予測および評価の手法を見直し、または追加で調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (5) 対象事業実施区域およびその周辺には、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシおよびクマタカの生息および繁殖が確認されており、事業実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、衝突事故（バードストライク）や繁殖の失敗、移動経路の阻害等、重大な影響が懸念される。

2(2)により、猛禽類をはじめとする鳥類についてあらゆる環境保全措置を講じてもなお、重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

2 個別的事項

- (1) 水環境（水質） 対象事業実施区域の流域および下流にある高時川の水環境については、造成等の施工による影響、地形改変による影響、植生の変化など事業によって生じうる土壌流出の影響などにより、漁場環境、水産資源および農業への影響が懸念される。

そのため、水環境の調査すべき項目に透視度を追加するとともに、降雨時の影響評価が可能となるよう、適宜、河川の現地写真撮影等により濁水の発生状況を把握するなど、十分な調査方法および調査頻度について検討すること。

対象事業実施区域は高時川および琵琶湖の重要な水源であることから、春・夏・秋の3季の調査だけでなく、冬季（降雪時）においても水質調査を実施すること。

また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においても、高時川と同様の水質調査を実施すること。

- (2) 動物（鳥類） 過去に対象事業実施区域の近傍で実施された環境影響の取りまとめ資料によると、対象事業実施区域およびその周辺には、イヌワシの行動圏が確認されており、また、クマタカは複数のつがいが周辺に生息している可能性が高い。このため、希少性が特に高く個体単位で厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業の実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、衝突事故（バードストライク）や繁殖の失敗等、重大な影響を与えることが懸念される。そのため、イヌワシやクマタカへの影響を評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動様式等を把握するために、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低2年間は実施することとし、イヌワシについては、改変後の事業地に飛来する可能性とその影響を、周辺に生息する個体の生態調査結果および他の事例の調査結果に基づいて的確に予測および評価を行うこと。また、クマタカについては、工事および改変がクマタカの生息、繁殖に及ぼす影響を行動圏、内部構造の機能面から的確に予測および評価を行うこと。なお、調査に当たっては、評価に必要な十分なデータを得るためには、方法書に現在記載されている調査よりも詳細な調査が必要であり、調査対象地域の拡大、調査地点数の増加、調査地点間の適正な距離等を確保するよう見直しを行うこと。

対象事業実施区域はラムサール条約登録湿地である琵琶湖等に飛来する^{きん}水禽類をはじめ多くの鳥類の渡りの主要なルートとなっている可能性が高く、夜間や悪天候時に渡りを行う可能性も高い。特に、渡りを行う^{きん}猛禽類については、方法書に現在記載されている調査よりも詳細な調査が必要であり、その移動経路や高度は気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、個体数、種の同定、移動経路、高度等の実態を正確に把握できるよう、専門家等からの助言を踏まえ、調査回数または日数の大幅な追加、調査地点数の追加、^{きん}調査地点間の適正な距離等を確保するよう見直しを行うこと。また、レーダーによる調査を実施して、^{きん}猛禽類を含む鳥類の夜間、悪天候時における渡りの実態を把握し改変による影響の予測および評価を行うこと。

- (3) 植物・生態系 対象事業実施区域には、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」および「栃ノ木峠のブナ・オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念される。また、植生の変化に伴うシカ等の増加により、生態系や地域社会への影響、希少植物の減少・消失が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測および評価を行うこと。

- (4) 人と自然との触れ合いの活動の場 自然との触れ合い活動を行っている地元活動団体の活動状況を把握するためヒアリングを実施すること。

ヒアリングを実施するに当たっては、各団体に対して複数回実施すること。

- (5) 文化財・伝承文化 対象事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地（栃ノ木砦遺跡）が所在し、周辺は北国街道が通る歴史的に重要な場所であるため、文献調査、聞き取り調査をすることとし、調査結果に応じて文化財・伝承文化を環境影響評価項目に選定すること。

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和元年7月10日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 株式会社ブイハウス 代表取締役 田中雅顕
- 2 事業目的 太陽光発電所建設のための造成工事
- 3 事業区域 甲賀市信楽町中野字中垣外413番地1 外8筆
- 4 事業面積 111,804㎡

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和元年7月10日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 株式会社太陽設備 代表取締役 板東慶憲
- 2 事業目的 太陽光発電施設の建設
- 3 事業区域 東近江市鑄物師町字下山92番 外23筆
- 4 事業面積 57,815.49㎡

建築士法に基づく監督処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により次のとおり監督処分を行ったので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 監督処分をした年月日 令和元年7月9日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称および所在地 アトリエタンゴ建築工房 彦根市中央町7-40 2F
開設者の氏名（法人の場合にあっては、名称および代表者の氏名） 三木雄野
一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の別 一級建築士事務所
登録番号 滋賀県知事登録（ハ）第2128号
- 3 監督処分の内容 開設者に対する戒告
- 4 監督処分の原因となった事実 一級建築士事務所の管理建築士である一級建築士三木雄野は、建築士法第10条第1項の規定に基づき、令和元年5月17日付けで国土交通省近畿地方整備局長から戒告処分を受けた。このことは、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 借入物品名および数量 組織犯罪対策情報管理システム（搬入設置作業および保守を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231（内線 2263）
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月1日（月）

- 4 落札者の氏名および住所 リコーリース株式会社 京滋支店 京都府京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1
- 5 落札金額 133,696,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和元年5月21日(火)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、永源寺町高野土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和元年7月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 榎 木 秀 和

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	内 田 伊 左 夫	東近江市永源寺高野町78番地
”	上 田 祥 司	同 所116番地
”	吉 澤 克 美	同 所151番地
”	田 口 敬 一	同 所194番地
”	小 西 太 喜 男	同 所956番地
”	谷 口 雄 三	同 所1085番地
”	門 阪 慶 三	同 所756番地
”	嶋 崎 正 市	同 所706番地
”	岸 誠 彦	同 所688番地
”	田 中 浩 史	同 所1719番地
監 事	木 村 與 志 雄	同 所334番地
”	谷 口 惣 治	同 所1022番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 西 太 喜 男	東近江市永源寺高野町956番地
”	上 田 祥 司	同 所116番地
”	岸 誠 彦	同 所688番地
”	内 田 久 和	同 所93番地
”	杉 原 増 実	同 所473番地 1
”	田 口 敬 一	同 所194番地
”	谷 口 雄 三	同 所1085番地
”	門 阪 慶 三	同 所756番地
”	嶋 崎 正 市	同 所706番地
”	田 中 浩 史	同 所1719番地
監 事	木 村 與 志 雄	同 所334番地
”	谷 口 惣 治	同 所1022番地